

重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、山口市が実施する重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託における請負業者を特定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託
- (2) 業務場所 山口市徳地深谷 地内
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和6年3月25日
- (4) 業務内容 重源の郷交流公園内 A=83,704㎡
別紙「重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託上限額 53,000千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から請負候補業者の特定の日までの間において、山口市入札参加資格に係る指名停止措置要領の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 本要領公表の前日において、物品・業務委託等に係る契約の競争入札参加資格及び登録を定めた告示（令和3年12月13日山口市告示第231号）に規定する、「53業務委託（建物等の保守管理・運営）の内の「16道路・公園・森林等の清掃・管理」の営業種目で入札参加資格を有すること。
- (5) 本要領公表の前日において、建設工事の競争入札参加資格及び登録を定めた告示（令和2年12月11日山口市告示第192号）に規定する造園工事の入札参加資格を有すること。
- (6) 本要領公表の前日において、最新の総合評定値通知書の建設工事の種類・造園工事における平均の完成工事高が2,000万円以上であること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち本店を山口市内に有すること。
- (8) 配置技術者については、建設業法に従い造園工事業の資格を有する者（請負候補業者の特定の日から3箇月以上前から特定される請負候補業者との雇用関係が

継続している者に限る。)を本業務に配置すること。

(9) プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は次により書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
最新の総合評価値通知書の写し
- (2) 提出期限 令和5年12月1日(金)午後5時まで
- (3) 提出先 本要領12に記載
- (4) 提出方法 持参又は郵送(提出期限内必着)
- (5) 提出部数 1部

5 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、実施提案書の作成及び業務実施に係る条件に限るものとする。

- (1) 提出書類 質問書(様式第2号)
- (2) 受付期限 令和5年11月27日(月)午後5時まで
- (3) 提出先 本要領12に記載
- (4) 提出方法 提出は電子メールによること。
- (5) 回答方法 回答は、質問者名を伏せて山口市公式ウェブサイトに掲載する。
ただし、簡易な質問や個別事案に係る質問については、山口市公式ウェブサイトには回答を掲載せず、個別に回答する。

6 実施提案書の提出

応募に当たっては、次の書類を作成し、提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 実施提案書の提出について(様式第3号)
 - ② 重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託に関する実施提案書(任意様式)
・表紙を除きA3用紙10枚以内(イメージ図必須、片面印刷)
 - ③ 業務委託費見積書(任意様式)
提案上限額 金53,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
 - ④ 業務工程表(様式第4号)
※業務委託の着手日を令和5年12月28日(木)と仮定する。
 - ⑤ 業務実施体制(様式第5号)
 - ⑥ 業務実績(様式第6号)
・過去5年間の同種の業務・工事のうち、5件を限度として記載すること。
・様式第5号に記載する現場代理人の実績があれば、必ず1件は記載すること。
・民間の業務・工事を含めても構わない。

・完成写真があれば、一件につき写真3枚までをA4用紙1枚に貼り付け又は印刷して、どの実績の写真か分かるようにして、併せて提出すること。

(2) 実施提案書作成上の注意

- ① 実施提案書は仕様書の必要事項を満たしたものであること。
- ② 別紙「重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施提案書等評価基準（以下「評価基準」という）」を踏まえアピールポイントを明記すること。
- ③ 提案内容は簡潔に概要を記載すること。なお、図面、イメージ図等を添付し、わかりやすい資料を作成すること。
(参考図書として現況平面図(A2サイズ)を添付)
- ④ 文字サイズは10ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。
- ⑤ 片面印刷、左綴じを原則とする。
- ⑥ 提案書類一式を上記(1)①から⑥の順番に並べて綴じること。

(3) 提出期限 令和5年12月18日(月)午後5時まで

(4) 提出先 本要領12に記載

(5) 提出方法 持参のみ(提出期限内必着)

(6) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

(7) その他

- ① 提出された実施提案書は、返却しない。
- ② 実施提案書の提出後において、再提出又は記載された内容の修正及び追加等の変更はできない(やむを得ないもの又は軽易なものとして認めた場合を除く)。
- ③ プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、提出を辞退したものとみなす。

7 請負候補業者の特定

実施提案書の審査、評価及び請負候補者の特定等は、「山口市物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領」に基づき設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)によって審議を行うものとする。その評価結果を審査委員会が審査し、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が第一位として決定した者を請負候補業者として特定するものとする。

(1) 審議

評価委員会は、実施提案書等の提出のあった者(以下「提案者」という。)について、評価基準に基づき、実施提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等により提案内容の評価を行い、提案上限額の範囲内で、60点以上の評価を得た者のうち、合計点が最も高い提案者を第一位の者として決定する。ただし、複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から多数決により決定する。

なお、提案者が多数の場合には、評価委員会において、実施提案書等の提出書類をあらかじめ評価し、評価の高い少数の提案者の提案についてのみ、プレゼンテーション及びヒアリング等により評価することができるものとする。

- ① 開催日 令和5年12月21日（木）午前9時30分から（予定）
※日時及び場所等の詳細については提案者数等により変更する場合もあるため別途連絡する。
- ② 出席者 3名以内
- ③ 発表時間 35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）
- ④ その他 プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とし、パソコン、プロジェクター等を利用する場合は、事務担当課（本要領12に記載）に事前に連絡すること。

（2）審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、山口市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、特定された請負候補業者については名称及び採点結果等を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。審査結果について質問がある提案者は、通知を受け取った日から起算して7日以内に説明を求めることができる。

8 契約の締結

- （1）市は、特定された請負候補業者と、提案内容を基本とし、本業務の仕様等について協議を行い、仕様書及び設計図書の作成を請負候補業者に求めるものとする。
- （2）請負候補業者は、上記（1）の仕様書及び設計図書の作成に係る費用の見積書を市に提出する。
- （3）市は、請負候補業者と契約内容について協議を行い、協議が整った場合には、プロポーザルで提案された見積価格と、上記（2）で提出された見積価格の合計額の範囲内において、随意契約により契約を締結する。
- （4）契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を発注することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合において、本業務の請負準備のために要した費用は補償しない。なお、上記の場合、市は請負候補業者の次点者と交渉を行うことがある。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）本要領に定める手続きを遵守しない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合
- （3）評価結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- （4）その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

1 0 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル実施に当たり説明会は開催しないこととする。
- (2) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (3) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案者は、プロポーザル参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出期限以後の書類の提出は認めない。
- (7) 書類の提出後において、再提出又は記載された内容の修正及び追加等の変更はできない。(やむを得ないもの又は軽易なものとして認めた場合を除く)
- (8) 提出書類は、本プロポーザルのみに使用し、目的外には使用しない。
- (9) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (10) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 1 スケジュール

事 項	日 程
実施要領の公表	令和5年11月14日(火)
参加意向申出書受付	令和5年11月14日(火)から 令和5年12月1日(金)午後5時まで
参加資格確認結果通知	令和5年12月4日(月)
質問受付期間	令和5年11月14日(火)から 令和5年11月27日(月)午後5時まで
質問に対する回答期限	令和5年11月29日(水)
実施提案書受付	令和5年12月4日(月)から 令和5年12月18日(月)午後5時まで
プレゼンテーション等日程通知	令和5年12月19日(火)
プレゼンテーション実施	令和5年12月21日(木) <予定>
結果通知発送及び公表	令和5年12月25日(月) <予定>

1 2 問い合わせ先

山口市交流創造部 観光交流課

郵便番号：753-8650

住 所：山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2810

FAX 番号：083-934-2649

E-mail：kanko@city.yamaguchi.lg.jp

別紙 重源の郷体験交流公園植栽再整備業務委託に係る公募型プロポーザル実施提案書
等評価基準

【評価項目・配点等】

評価項目	審査事項	配点	係数	評価点	
提案 内容	業務の理解 度	仕様書の業務目的・内容を十分理解しており、適切な内容が提案されているか。	5	× 3	15
	遊歩道 建物周辺 解体跡地	四季を通じた魅力ある景観となっているか。独自性があり、維持管理コストを考慮してあるか。	5	× 6	30
	全般	提案内容全般にわたって、業務の目的にあった魅力的な内容となっているか。	5	× 2	10
	プレゼンテーション	説明に説得力があり、分かりやすく論理的な内容となっているか。	5	× 2	10
	ヒアリング	質疑応答等において、適切な議論ができ、意思疎通が容易か。	5	× 1	5
	実現性	提案内容に具体性があり、実現可能な内容となっているか。	5	× 1	5
工程表	業務期間内であり、妥当であるか。	5	× 1	5	
業務実施体制	業務を的確・安全・円滑に遂行できる実施体制（現場責任者、専門能力・資格、人員配置等）となっているか。	5	× 2	10	
業務実績	過去に同種の実績を有し、確実に本業務を遂行できる能力を有しているか。	5	× 1	5	
見積価格	見積金額は内容に対して適当か。上限額内か。	5	× 1	5	
合計				100	

【評価点の配点基準】

評価	劣る	やや劣る	普通	やや優れている	優れている
点数	1	2	3	4	5